

災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機設置運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立西宮病院の指定場所において、災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機を設置運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年12月13日

兵庫県病院事業
兵庫県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立西宮病院災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機設置運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立西宮病院内の一部について行政財産使用許可を受け、災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機を設置運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地

西宮市六湛寺町13-9

イ 施設の名称

兵庫県立西宮病院

ウ 許可予定箇所の位置及び設置台数

募集要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

ア 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

イ 令和7年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初当院が設定した公募条件を変更しないことを条件として申請を行うことにより、最長で、予定されている新病院移行（概ね令和7年度下半期）までの間、使用許可を受けることができる。

(5) 行政財産の使用料

ア 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料。

イ その他

詳細は募集要項による。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

国、県、市町村庁舎や病院、図書館、美術館等の建物施設において、1年以上清涼飲料水の自動販売機を設置運営し、災害用備蓄食料の提供実績のある者、ただし、災害用備蓄食料を提供する者と自動販売機を設置する者は同一である必要はない。

(2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者

次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

ア 兵庫県から指名停止措置を受けている者

イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ 国税及び県税を滞納している者

エ 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 3 号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒662-0918 西宮市六湛寺町 1 3 - 9
兵庫県立西宮病院総務部総務課
電話（0798）34-5151

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）から 1 2 月 2 7 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）から 1 2 月 2 7 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

郵送の場合は、1 2 月 2 7 日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 公募対象自動販売機に関する事前調査

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な自動販売機設置予定箇所に関する事前調査を次により行うことができる。

ア 調査申出 調査を行おうとする前日の午後 5 時までに、事務局に連絡の上、その了解を得ること。

イ 調査期間 令和 4 年 1 2 月 1 9 日（月）から 1 2 月 2 1 日（水）までの間。

ウ 留意事項 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については、十分に配慮すること（トラブルが生じた場合には、調査業者の責任において解決すること）

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、メール又はファクシミリとする。

イ 受付期間

令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）から 1 2 月 1 9 日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

ウ 回答方法

令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）から 1 2 月 2 6 日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 提案応募等書類

ア 提出方法

所定の企画提案書様式により行うこととし、郵送又は持参とする。

イ 受付期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月31日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。郵送の場合は、令和5年1月31日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記（1）に同じ

エ 提出書類

- (ア) 企画提案書 1部
- (イ) その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立西宮病院災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機設置運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、兵庫県立西宮病院の指定場所における災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機設置運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は無効とする場合がある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。